

初診時選定療養費 再診時選定療養費について

初診時に紹介状をお持ちで無い患者さんには
初診時選定療養費(7,700円)をご負担いただきます。

—— 但し、以下の場合、費用負担はありません ——

- 他の医療機関からの紹介状を持参
(整骨院、接骨院、鍼灸院からの紹介状は対象外)
- 緊急時(救急車により搬送された場合など)
- 入院した場合
- 生活保護法による医療扶助の対象の場合
- 特定疾患や障害など各種公費負担の対象の場合
(乳幼児医療、義務教育就学時医療、ひとり親医療は対象外)
- 特定健診、がん検診などの結果により、精密検査の指示があった場合

初診とは

- ・ 当院を初めて受診する
- ・ 前回の受診の傷病が治癒、中止している
- ・ 前回の受診より一定以上期間が空いている

※健康保険法に規定されている初診算定要項に準ずる受診

当院から他院への紹介状を発行した患者さんが、
ご自身の都合により、当院を受診した場合には
再診時選定療養費(3,300円)をご負担いただきます